

しが若者防災啓発サポーター設置運営要綱

(設置)

第1条 若い世代の防災への関心を高めるとともに、将来の地域の防災活動を支える人材へ繋げることを目的として、しが若者防災啓発サポーター（以下、「サポーター」という。）を設置する。

(資格)

第2条 サポーターは、県内に在住、在学、在勤または県内で防災活動に取り組む満15歳（中学生を除く）以上24歳以下（登録年度の4月1日時点）で、防災に関心があると同時に、ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下、「SNS」という。）等の情報発信ツールを活用することに抵抗がなく、情報発信に意欲があり、サポーターの活動を遂行することができ、かつインターネットを利用したサイトの閲覧、メールの送受信が可能な者とする。ただし、応募の時点で未成年の者については、保護者の同意書の提出が可能な者とする。

(定数)

第3条 サポーターは、15名程度とする。

(募集)

第4条 サポーターの募集は、一般公募による。

2 サポーターの募集は、毎年度、募集期間を定めて行うものとする。ただし、次条第1項の規定により登録したサポーターの数が定数に満たないときは、随時追加の募集を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の規定による追加の募集は、サポーターの数が定数に達したとき、その他募集を終了することが適当と認められる時点で終了するものとする。

4 募集は、様々な広報媒体を活用して行うものとする。

(選考)

第5条 前条第2項の規定による募集において、サポーターへの登録については、地域、年齢、性別の構成、応募動機等により、選考を行うものとする。

2 前条第2項ただし書の規定による追加の募集についても同様に、前項の規定によりサポーターの選考を行うものとする。

(登録)

第6条 滋賀県知事公室防災危機管理局長（以下、「防災危機管理局長」という。）は、前条の規定による選考等について、適当と認める者をサポーターとして登録するものとする。

2 サポーターの登録期間は、登録の日から第7条に掲げる取り消し事由に該当するまで有効とし、登録次年度以降も引き続き、サポーターとして防災啓発活動を行うことができるものとする。

(登録の取り消し)

第7条 サポーターが次に掲げる事由に該当する場合には、その登録を取り消す。

- (1) 第2条に規定する資格要件に該当しなくなった場合
- (2) 辞退の申出があった場合
- (3) 病気、長期旅行等によりサポーターの活動を遂行できない場合
- (4) サポーターとしての信用を著しく損なう行為があった場合、またはサポーターとしての活動実績が著しく悪い場合
- (5) メールアドレスの変更等により、連絡がつかなくなった場合

(活動内容)

第8条 登録初年度におけるサポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 県が行う研修会や交流会等への参加
 - (2) 県が指定する防災イベント等の企画・運営
 - (3) 防災知識の普及を図るための啓発コンテンツの作成
 - (4) 上記(1)から(3)について、県が公式に運用しているSNSやサポーターが利用しているSNS等を活用した防災意識の普及啓発に関する情報発信
 - (5) その他、事業目的を達成するために依頼された事項への協力
- 2 登録次年度以降のサポーターは、次に定める場合において、県からの連絡を受けた上で活動に参加できるものとする。
- (1) 次年度以降における前項各号に規定する活動への参加を希望し、これに関する連絡の受領に同意する旨を申し出た場合
 - (2) 前項各号に規定する活動とは別に、県等が開催する防災イベント等に関する連絡の受領に同意する旨を申し出た場合
- 3 サポーターは、自らが関係する地域等において、本要綱の目的達成に資する活動ができるものとする。

(費用の負担)

第9条 県は、サポーター登録の初年度に限り、県の指定した活動を行う際の交通費、保険料について、予算の範囲内で支給する。

- 2 その他、サポーターが活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべて当該サポーターが負担するものとする。ただし、サポーターの活動に当たり、防災危機管理局に備え付けられた機器を使用できるものとし、その際の通信費等については、防災危機管理局の負担とする。

(事務局)

第10条 サポーターに関する事務は、防災危機管理局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サポーターの運営に関し必要な事項およびこの要綱を実施するのに必要な事項は、防災危機管理局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。